

1. 「その注意ありがとう運動」の展開について

(1) 経緯

平成17年度交通対策委員会において、交通事故の未然防止を図るため「その注意ありがとう運動(相互通報運動)」を展開しようと協議検討を重ね、平成18年12月18日から運動の取り組みを開始した。

(2) 趣旨

会員のトラックドライバーの運行状況における、マナーの欠如や危険運転については、運送事業者間及び一般の方々から、秋田県トラック協会へ注意(通報・連絡)をいただくことにより、重大事故に繋がるような行為の絶滅を期そうとするもの。また、模範となる運転については、これを推奨し、マナーの向上につなぐことを目的とする。

会員が、コンプライアンスや処分等の面で重大な局面になる前に、様々な通報をいただくことに対し、“指摘をいただいてありがとう”の感謝の気持ちで、その事例を検討し、ドライバー等の教育に反映させることを目的とする。

上記を通じ、交通事故の未然防止及び安全運転マナーの向上を業界一丸となって進めることができる運動とする。

(3) 推進方法

秋田県トラック協会内に、専用フリーダイヤルを開設する。

番号「0120-42-1009」

シールを作成し、会員事業者の車両に貼付するとともに、趣旨と電話番号をマスコミ等を通じ周知せしめるよう推進する。(シール別紙)

シールの配布部数 約4,600枚(平成23年11月末現在)

同運動のポスターを作成し、会員事業者に配布する。(ポスター別紙)

(4) 会員からご協力をいただくこと

この運動の趣旨にご理解をいただき、会員が保有する車両にステッカーを貼付するご協力をお願いします。

秋田県トラック協会から、通報の連絡があった場合には、対応と措置について特段の配慮をお願いします。

(5) 協会(事務局)の役割

この運動を通じて、通報された注意について速やかに会員各社に連絡をする。

受理した通報は、統計を取り、その集約結果を会員へお知らせする。

ステッカー、ポスターを作成し、この運動への理解を進める。

マスコミ等を通じ、この運動の趣旨を一般にアピールする。

「その注意ありがとう運動」 通報の集約状況

①受理情報の統計（年度別）

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
月 別 受 付 数 (件)	4月		1	5	3	5	5	4
	5月		4	6	4	3	4	1
	6月		9	8	8	6	1	3
	7月		4	8	6	7	4	3
	8月		6	3	1	4	4	4
	9月		6	8	3	3	1	6
	10月		6	9	5	3	5	1
	11月		5	9	6	7	8	3
	12月	1	3	8	9	5	4	5
	1月	1	2	3	5	9	3	5
	2月	3	3	4	6	4	3	6
	3月	10	8	1	4	6	6	5
	計	15	57	72	60	62	48	46
(会員)		(14)	(48)	(65)	(49)	(52)	(38)	(38)
(会員外)			(2)	(3)	(6)	(4)	(4)	(1)
(不明)		(1)	(7)	(4)	(5)	(6)	(6)	(7)
通 報 内 容								
あおり運転		6	14	26	18	20	13	15
急な割り込み		3	15	15	12	8	13	5
スピード超過		2	8	6	4	11	3	16
信号無視			1	1	4	1		
違法駐車		1	2	3	1		1	2
無理な追越			3	3	3	2	1	1
荷台から飛散落下			2	2	2	1	2	4
整備不良(ランプ等)					2	1	4	2
走行中の携帯電話		1				1	1	1
速度遅い(退避要請)		1	2	2	1	6	6	1
その他		1	10	12	14	11	6	7

②通報内容

- ・「あおり運転」「急な割り込み」「スピード超過」で大半を占めている。
- ・H22年度から、速度が遅いので後続車両を流すよう要望が増えている。

※運動の成果

通報件数は、平成20年度をピークに減少傾向にあり、徐々にではあるが運動の趣旨が浸透し、運転マナーの向上、事故の未然防止に取り組みの成果がでてきていると考えている。